新婚さんの新生活を支えます

香美市結婚新生活支援事業として、結婚に伴う新生活の経済的支援のため、補助金を交付します。**※予算額に達した時点で終了**

【補助対象】
次の全てを満たす方
①平成３１年１月１日から平成３２年３月３１日までの間に婚姻届を受理された夫婦
②夫婦ともに婚姻日の年齢が３４歳以下
③平成２９年または平成３０年の世帯所得（奨学金を返済している場合は控除可）が３４０万円未満（ただし、離職に伴い申請時において無職の場合、離職した方については所得なしとして算出します）
④対象となる住居が香美市の住民基本台帳に住所として記録され、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
⑤夫婦いずれも市税等の滞納がないこと
⑥夫婦のいずれもが暴力団員でないこと

【対象経費】
物件の購入費・賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料・引越費用

【補助限度額】
１世帯あたり３０万円

【申請先】
定住推進課　☎５３−１０６１

不妊治療費の一部を助成します

不妊治療を受けられたご夫婦に、治療費の一部を助成します。
申請に必要な書類や申請の方法など、詳しいことはお問い合わせください。

【対象となる不妊治療】
◆一般不妊治療＝医療保険が適用とならない人工授精
◆特定不妊治療＝医療保険が適用とならない体外受精及び顕微授精

【対象者】
次の用件を全て満たす方
◆夫婦どちらかの住民票が香美市にあり、居住している方
◆法律上婚姻をしている夫婦で、医師により不妊症と診断され不妊治療を受けた方
◆夫婦の前年の所得合計額が730万円未満の方
◆市税を滞納していない方
◆他の市町村から相当する助成金を受けていない方
※特定不妊治療については、高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成も受けていること

【平成31年度対象治療期間】
4月1日～平成32年1月31日
※特定不妊治療については、県事業の規定に準ずる。

【助成額】
◆一般不妊治療＝夫婦１組当たり限度額３万円
◆特定不妊治療＝治療に要した費用から、県事業の助成を受けた額を控除した額について、１回当たり限度額10万円

【申請期限】
◆一般不妊治療＝平成32年2月28日
◆特定不妊治療＝県事業の不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書の通知の日から60日以内

【問い合わせ先】 健康介護支援課　☎52・９２８１

健康づくり地域ネットワーク推進事業
健康づくりの取り組みを応援します！！

健康づくり活動と、地域での人と人のつながりを強めるための取り組みを進める団体に、補助金を交付します。
※書類審査による選考あり

対象
３０歳以上の香美市民**５人以上**で、次の①と②両方の事業を行う団体
①健康に関する運動や講演会など
②地域での人と人のつながりを強める活動（次のうち、１つ以上を実施）
◆団体内でのお互いの見守り
◆取り組む事業への勧誘
◆地域住民への特定健診・がん検診受診勧奨や健康に関する啓発
◆地域の独居高齢者等への声かけ・訪問等による定期的な見守り

補助金額
１団体上限１０万円

申請締切
５月３１日（金）

【問い合わせ・申請先】健康介護支援課健康づくり班　☎５２−９２８２

今月号の広報香美は、新元号となる５月１日以降の日も『平成』で表記しています。

お知らせ

補助・助成

園芸用ハウス整備事業の要件変更

自然災害で被災した園芸用ハウスの復旧を支援する園芸用ハウス整備事業は、平成31年度から、民間事業者が提供する保険または園芸施設共済に加入していることが必須となりました。

【補助対象経費】
ハウス本体（被覆資材を除く）および附帯設備の復旧
※ただし、附帯設備を補助対象とする場合は、園芸施設共済等の附帯設備に加入している必要があります。

【補助率】
5分の３以内

【問い合わせ先】
農林課　☎53・１０６２

生ごみ処理容器購入補助金

家庭で生ごみ処理容器を設置した場合、生ごみの減量対策として、購入費用に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。

【補助対象】 市内在住の方

【補助内容（１世帯につき）】

補助対象機種	補助率	補助額上限	補助基数（累計）※
ＥＭサポート	１／２	2,000円	２基
コンポスター	１／２	2,000円	１基
電気式処理容器	１／３	30,000円	１基

※前回の補助から５年経過すれば累計に加算されません。

【問い合わせ・申請先】
環境上下水道課環境班
☎53・１０６３
香北支所☎59・２３１５
物部支所☎58・３１１１

国保と後期高齢者医療被保険者の方へ人間ドックの検査費用を助成します

特定健診と人間ドックを同時受診できる医療機関※で受診する場合

特定健診の受診券の有効期限内に、医療機関に受診券を提出して人間ドックを受診すると、その場で助成額分を差し引いてもらえます。５月までに受診する方は、受診券を送付しますので、受診日が決まり次第お早めにご連絡ください。
※ＪＡ高知健診センター・高知検診クリニック・高知県総合保健協会など

上の医療機関以外で受診する場合

人間ドック受診日の２週間前までに、『特定健診（健康診査）の受診券』『助成金の振込口座（受診者名義）が分かるもの』『認印』を持参し、市民保険課で手続きをしてください。５月までに受診する方は、受診券がなくても申し込みができます。
※助成の対象にならない医療機関があります。詳細はお問い合わせください。

【助成額】 ６，０００円ほど

【助成の要件】
特定健診（健康診査）と人間ドックを同時受診できない医療機関で受診する場合、次の全てに該当する必要があります。
①人間ドック受診日に、市の国保または市の後期高齢者医療保険の被保険者であること（昭和５５年３月３１日以前に生まれた方）
②国保税または後期高齢者医療保険料の滞納がない方
③今年度、当該受診券により特定健診（健康診査）を受診していない方
④特定健診（健康診査）の実施医療機関で受診する方
※国保に加入している方の場合、受診した人間ドック検査結果の提出と、特定保健指導の対象となった場合に指導を受けることへの同意が必要です。

対象となる方には受診券を送付します

市の国保に加入している昭和５５年３月３１日以前に生まれた方と、市の後期高齢者医療被保険者の方へ、**特定健診（健康診査）の受診券を６月初旬に送付予定**です。有効期限は翌年３月３１日までです（今年度７５歳になる方は誕生日の前日まで）。

■問い合わせ・申込先
市民保険課保険班
☎５３−３１１５